

日行連発第498号  
令和2年8月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

### 工期に関する基準の実施について（周知）

昨年6月の建設業法の改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号））により、中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

今般、国土交通省より、当該基準について中央建設業審議会で審議を行い、別添のとおり基準を作成し、各発注者宛てに勧告したとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

#### 【別添】

- (1) 工期に関する基準の実施について（令和2年7月31日・国土交通省中建審第1号）
- (2) ①工期に関する基準
- (2) ②工期に関する基準（参考事例集）

#### 【参考資料】 工期に関する基準（概要）

#### 【参考】 工期に関する基準の実施を勧告（国土交通省 HP）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000711.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html)